



西港・末広共同防災組織の防災体制

北九州市 西港・末広共同防災組織

1 はじめに

西港・末広特別防災区域は、小倉北区西港地区の第1種事業所2社、その他事業所2社と小倉北区末広地区の第1種事業所2社を含む2箇所の地区(図1)で構成されています。昭和34年に順次創業を開始した各特定事業所においては、産業また社会生活に欠かせない高品質な石油製品の安定供給を図るため大量に貯蔵し、安全かつ迅速な配送(図2)をおこなう供給基



図1 西港・末広特別防災区域



図2 配送エリア

地としての重要な役割を担っている。

2 共同防災組織の推移

西港・末広共同防災組織(以下「共同防災組織」という。)は、昭和51年7月13日石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)を指定する政令(昭和51年政令第192号)別表の規定に基づき、特別防災区域に係る区域指定を受けた西港地区の特定事業所が、昭和52年7月13日に西港共同防災組織を設立した。防災隊としては、昭和53年12月20日に西港共同防災センターを設置し、区域内の特定事業所が大型高所放水車、大型化学消防車、泡原液搬送車を共同購入し、統括指揮者は発災事業所(訓練主催事業所)の所長をもってあて、防災要員のうち機関員は専任者を防災センターにて常駐とし、その他の防災要員の添乗員は西港地区の構成事業所職員による駆付け防災要員で運営を開始した。同時期に、末広地区の特定事業所においても昭和52年7月13日に末広共同防災組織を設立した。防災隊としては、昭和53年9月1日に末広共同防災センターを設置し、上記同様の内容にて運営を開始した。また、昭和54年6月1日一般社団法人北九州市防災協会(以下「特防協」という。)に入会し、昭和55年4月1日同協議会与相互援助協定を締結した。

しかし、構成事業所の変革に伴い、平成12年8月1日に同小倉北区内にある西港地区特別防災区域と末広地区特別防災区域(図2)、が統合し、現在の「共同防災組織」が誕生した。

3 構成事業所（敬称略）

- (1) 東西オイルターミナル株式会社 北九州油槽所（西港地区）
敷地面積 88,959㎡（26,957坪）
タンク貯蔵能力 16基 86,894kℓ
貯蔵所
商品倉庫 直積ラック4棟（1,515㎡）
屋外貯蔵所 直積 5区画（2,178㎡）
- (2) ジャパンオイルネットワーク株式会社 小倉油槽所（西港地区）
敷地面積 18,508㎡（5,608坪）
タンク貯蔵能力 18基 32,527kℓ
貯蔵所
屋外貯蔵所 直積 1区画
- (3) 東西オイルターミナル株式会社 小倉油槽所（末広地区）
敷地面積 34,428㎡（10,433坪）
タンク貯蔵能力 15基 34,295kℓ
貯蔵所
商品倉庫 直積ラック1棟（300㎡）
屋外貯蔵所 直積 1区画
- (4) 兼松油槽株式会社 小倉油槽所（末広地区）
敷地面積 32,153㎡（9,743坪）
タンク貯蔵能力（石油） 22基 79,417kℓ
タンク貯蔵能力（ガス） 3基 3,040k/t

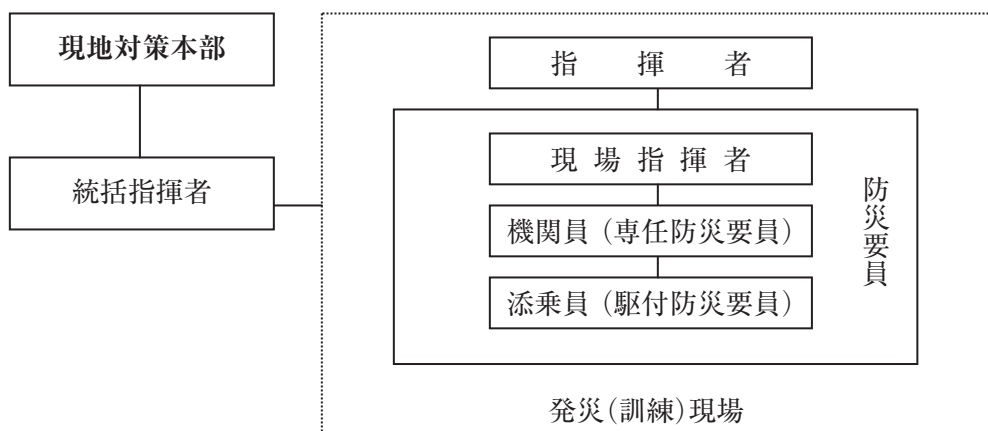
4 共同防災組織の防災体制

- (1) 指揮体制
組織の指揮体制は図3のとおり統括した直構成とした。
- (2) 防災資機材
共同防災組織の保有防災資機材、防災要員の配置運用は表1に示すとおりです。

5 防災活動および防犯活動

共同防災組織では、災害防止活動の一環として、まずは予防活動に重点をおき、毎月1回各構成事業所内の水利調査や防災資機材の点検を行うとともに、工事を実施している場合は、その作業内容が実際に当該事業所において行われる工事または点検マニュアルに応じて適切に実施されているか現場周辺の状況の確認に努めている。また、事業所所長は工事施工中にセキュリティ上必要と思われる場合は、消防車両を配備する指示を出し、陸上防災隊は現場立会いを行うなど不測の事態に備えている。

海上防災隊においては、オイルフェンス展張船による海上パトロールを行い、各構成事業所の棧橋における積・揚荷中のタンカー船の監視、固定管及びオイルフェンス巻取機の状況、棧橋施設の状況、パイプラインの状況、海上汚濁の



- ※ 統括指揮者は所長とする。尚、不在の際は代理が代行するものとする。
- ※ 指揮者は防災管理者とする。

図3 指揮編成

表1 防災資機材と防災要員の配置運用

	防災資機材	数量	防災要員	
			役割・勤務形態	員数
陸上	大型化学消防車	1台	機関員（常駐専任防災要員） 添乗員（駆付け防災要員）	1名 4名
	大型高所放水車	1台	機関員（常駐専任防災要員） 添乗員（駆付け防災要員）	1名 1名
	泡原液搬送車	1台	機関員（常駐専任防災要員）	1名
	泡消火薬剤（蛋白）	11,200ℓ		
	可搬式泡放水砲（3000ℓ/min）	1基		
	空気呼吸器	2器		
	耐熱服	2着		
	発電機&投光器セット	2セット		
	防火衣	20着		
海上	オイルフェンス展張船	1隻	船舶職員（常駐専任防災要員） 添乗員（駆付け防災要員）	2名 2名
	警戒船	3隻	船舶職員（駆付け防災要員）	3名
	オイルフェンス（B型）	820m		
	油処理剤	180ℓ		
	油吸着マット	50kg		

有無等、目視確認し、災害の未然防止及び早期発見に努めている。また、災害が発生した場合に備え、各構成事業所の棧橋における季節風による風向、関門航路の潮流を考慮したオイルフェンスの第一次、第二次、第三次展張方法の策定を行い、各構成事業所に提起を行っている。

社会のライフラインである石油エネルギーを取り扱う特別事業所は、緊急対処事態（テロなど）の対象になる重要施設であることから早期に対処するための措置として、日常的に消防車両による区域内の外周巡回を行い警戒している。また、「特別警戒」態勢としては、関係機関との連絡体制を図ることとし、また注意喚起、協力要請があった場合は、広報活動に努めている。さらにイベント開催時、年末年始などでは、日夜特別巡回警備を行っている。

6 教育訓練

(1) 教育

福岡県並びに北九州市が主催する防災・防犯と「くらし」等の講演会、研修事業などに積極的に参加するとともに、関係機関が開催する各

種の講習会なども受講するよう心がけている。

また、「特防協」の専門部会が主催する防災研修会(写真1)においては、企画段階から参画している22事業所が交代で、過去、自社で発生した災害事例や現在行っている防災活動の取り組みについて紹介するなどの情報や意見の交換会を行うことによってCSR（企業の社会的責任）推進の一部に役立っている。

駆付け防災要員の教育については、共同防災組織の運営計画に基づき年間に6回程、共同防災センターにて防災に関する基礎知識や関係法



写真1 防災研修会

令などの研修会を実施している。

常駐専任防災要員においては、下記の各種資格を取得（表2）することにより専門知識の向上を図るとともに、過去に発生した災害事例について机上演習を行い適切な判断及び初期に於ける迅速な対処法などの検討を行うことによって、危機管理能力の向上を図っている。しかし、過去に経験したことがない被災に対しては、まったく役に立たないという点がある。これをカバーするために、想定される危険因子を漏れなく洗い出す努力を継続している。

(2) 訓練

毎年、福岡県消防学校で行われる研修会、「特防協」主催による防災職員リーダー研修会、防災要員実務研修会、訓練発表会などへ積極的に参加することにより、防災技術の向上と意識の高揚を図っている。構成事業所との合同訓練

（写真2）においては、近年では実践即応訓練に重点を置き実施している。陸上防災隊と海上防災隊の連携訓練（写真3）では、迅速な指示連絡体制を図り実施している。その他防災センターにおいては、駆付け防災要員への基本訓練の指導や各種訓練などを行っている。

応急救護訓練については、北九州市消防局救急課救急指導係主催の救命講習会（写真4）を常駐専任防災要員にあつては、毎年交代で受講し、全員が上級若しくは普通救命講習修了証を受領している。

海上防災訓練としては、海上共同防災組織構成事業所各4社が年1回行う海上防災オイルフェンス展張訓練（写真5）において、地震、陸上施設からの漏油、タンカー船の荷役中の漏油等、各種想定し、オイルフェンス展張訓練（陸上防災要員によるオイルフェンス巻取機操作訓

表2 資格者証の種別

区 分	資 格 者 証 種 別	取得状況
防 災	危険物取扱者免状（甲種・乙種）	全 員
	第1種消防設備点検資格者免状	1名
	消防設備士免状（甲種1類・甲種2類・甲種4類・乙種6類）	複数人
	救命講習修了証（上級・普通）	全 員
	応急手当普及員認定証	複数人
	防火管理者	複数人
防災防犯	無線従事者免許証	複数人
	不当要求防止責任者受講修了	1名
防 犯	施設警備1級検定・施設警備2級検定	全 員
	警備員指導教育責任者証	複数人



写真2-1 初期消火訓練



写真2-2 放水訓練



写真3 陸上隊と海上隊の連携訓練



写真4 普通救命講習



写真5-1 オイルフェンス展張訓練



写真5-2 固定用アンカー投錨訓練

練、オイルフェンスアダプタ取付訓練及びオイルフェンス固定管へのオイルフェンスアダプタ挿入訓練、並びにオイルフェンス展張船によるオイルフェンス巻取機のオイルフェンス曳出し訓練、オイルフェンス固定用アンカー投錨訓練、相互通信訓練及び各構成事業所の作業船との連携訓練等）及び海上流出油回収・処理訓練を行い、陸上防災隊と海上防災隊の連携確認を図っている。

なお、オイルフェンス展張船に乗船する常駐員は、海上災害防止センターの訓練を受講した船員職有資格者専従機関員を登用し、海上共同防災組織構成事業所各4社が年1回行う海上防災オイルフェンス展張訓練以外に、自主的に部分防災訓練（非常呼出通信訓練、駆付訓練、オイルフェンス展張訓練、オイルフェンス展張船

操船訓練等）を行い、総合的防災訓練に移行、いかなる災害にも即応可能な体制を維持している。

(3) その他

その他として、本年度実施した主な活動は次のとおりです。

- ① 「特防協」主催による訓練発表会(写真6)については、当組織の各構成事業所より選手を選任し組織代表としてチームを作り参加した。
- ② 防災フォーラム、研修会等の受講。
- ③ 「特防協」の相互援助協定に基づく応援可能な防災資機材については、即時支援できるよう整備点検等は月例点検事項に組み込み実施している。
- ④ 「特防協」加盟企業が新入社員研修を実施する際の防災教育および防災訓練(写真



写真6 訓練発表会



写真7-1 初期消火訓練



写真7-2 放水訓練



写真8 避難訓練の支援

7)の一部を受け入れ支援している。

- ⑤ 特別防災区域の近隣企業が訓練を実施する際、当組織に指導要請があった場合は、防災要員を派遣するなどの活動も行っている。その一端として、避難訓練(写真8)などが実施される際に避難方法、経路などを確認し、指導や助言を行う活動を実施した。

このような活動を推進することによって特別防災区域を含む地域全体が一体となり相互間が協調できるよう努めている。

7 おわりに

当共同防災組織に於ける防災・防犯活動並びに防災教育、防災訓練、配備している防災資機

材、その他の現在行っている活動等を紹介しましたが、石油コンビナート等において発生する災害は、発災規模などの想定が非常に難しく事案に即した訓練などが出来ないのが現状です。

しかし、そういう中で、不測事態が発生した場合でも可能な限り被害が軽減できるよう、さらなる実践に即した訓練や近隣事業所との連携を速やかに行うことを心がけている。

ただ、あらゆる面から見ても訓練などの成果を発揮しなくてすむように、リスクアセスメントを進め危険有害要因を網羅的に抽出し、優先度を付けて対策を実施する。また、安全管理の質の向上を図ることを継続的に行い、安全安心な環境づくりを推進します。